



# 鳥取県公報

平成 28 年 12 月 2 日 (金)  
号外第 1 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (58) (緑豊かな自然課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

自然公園法施行規則の一部が改正され、国立公園及び国定公園の普通地域における設置の届出を要する工作物に大規模太陽光発電施設が加えられたことに鑑み、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 県立自然公園の普通地域における設置の届出を要する工作物に、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000平方メートルを超える太陽光発電施設を加える。

## (2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第58号

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(工作物の基準)</p> <p>第17条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水 平投影面積の和1,000平方メートル</u></p>	<p>(工作物の基準)</p> <p>第17条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年12月31日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の鳥取県立自然公園条例施行規則第17条第1項第10号の規定は、適用しない。